

2014年12月

中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) 新仲裁規則のご紹介

2014年11月18日、中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) は、2015年1月1日より発効する新仲裁規則 (以下「2015年仲裁規則」といい、特に断りのない限り、本ニューズレターで引用する条項番号は同規則における条項番号を意味します。) を公表しました¹。

現状、中国においては、日本の裁判所による判決は強制執行が認められておらず、また、同様に日本においても中国の裁判所による判決の強制執行は認められていません。そのため、日本企業と中国企業との取引より生じる紛争については、国際仲裁により解決をする旨合意することが一般的ですが、中国国内における資産に対する保全手続 (仮差押、仮処分) が必要となる場合等には、CIETAC を仲裁機関として選択することも少なくありません。したがって、中国企業との契約交渉を行う上で、CIETAC 仲裁規則に関する最新の情報をアップデートしておくことは、実務上、重要な意味を有するものと考えられます。

そこで、本ニューズレターにおいては、2015年仲裁規則のうち実務上重要と思われる変更点についてご説明します。

1 2015年仲裁規則ⁱⁱの概要

CIETAC は、2012年にも仲裁規則を改正しており (以下「2012年仲裁規則」といいます。)、わずか3年で再び改正が行われることとなります。その目的として、CIETAC は、組織改革の深化、国際仲裁実務における新たな発展への適合及び香港における仲裁を選択する当事者の要望への順応を挙げています。

2012年仲裁規則と比較して2015年仲裁規則には、以下の主な変更点があります。

- ・ 仲裁裁判所の設立 (第2条第2項)
- ・ CIETACの分裂にかかる事件の取扱いに関する規定

の追加 (第2条第6項等)

- ・ 複雑仲裁形態への対応 (第14条、第18条及び第19条等)
- ・ 緊急仲裁制度に関する規定の追加 (第23条及び付録Ⅲ等)
- ・ 簡易手続の適用範囲拡大 (第56条第1項)
- ・ CIETAC 香港分会に関する規定の追加 (第73条以下)

2 適用開始時期

2015年仲裁規則は、原則として、仲裁合意の締結日を問わず、2015年1月1日以降にCIETACにおいて開始されたすべての仲裁手続に適用されます。

他方、同日より前にCIETAC若しくはその分会/仲裁センターにおいて、既に開始された手続については、事件受理時に適用される仲裁規則が適用されるものの、当事者の別段の合意がある場合には、2015年仲裁規則の適用を受けることも可能です (第84条)。

3 仲裁裁判所の設立

2015年仲裁規則第2条第2項は、CIETAC北京本部に、CIETAC副議長及び仲裁裁判所長の指揮の下、同規則に基づき権限を行使する仲裁裁判所を設ける旨を定めます。また、同規則第2条第4項は、同様に、CIETACの各分会においても、仲裁裁判所を設けると定めます。国際商業会議所 (ICC) 及びシンガポール国際仲裁センター (SIAC) においても、仲裁手続の進行管理を行う仲裁裁判所制度が採用されており、これら規則と軌を同一とするものであるといえます。

仲裁裁判所の具体的権限としては、書面の送達方法の決定 (第8条第1項)、仲裁通知の形式審査 (第13条第2項)、仲裁廷構成前の仲裁申立ての却下、仲裁手続中断、各手続に関する期限の設定・延長等に関する判断 (第6条第7項、第46条第3項、第15条第1項・第16条第1項等)、当事者の申立てを前提とする速記者の指名 (第40条第3項) 等があります。

【監修者】 [パートナー 弁護士 児玉 実史](#)

【執筆者】 [弁護士 松下 外](#)

【執筆者】 [弁護士 日野 真太郎](#)

【執筆者】 [中国律師 唐 麗花](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

また、仲裁廷が仲裁判断を下す際には、その署名前にCIETACが仲裁判断の審査を行い、仲裁廷に対して、その判断の独立を害しない限りで注意喚起を行うことができる旨が定められており（第51条）、介入の程度こそ異なるものの、仲裁機関による仲裁判断の審査を行うICC及びSIAC仲裁規則と同方向を志向するものといえます。

4 CIETACの分裂にかかる事件の取扱いに関する規定の追加

(1) 改正の背景事情：CIETACの分裂ⁱⁱⁱ

現在、上海には、涉外仲裁を取り扱う仲裁機関として、CIETAC 仲裁裁判所上海オフィスの他に上海国際経済貿易仲裁委員会／上海国際仲裁センター（SHIAC）^{iv}等があり、また、深圳にも、CIETAC 仲裁裁判所華南オフィスの他に華南国際経済貿易仲裁委員会／深圳国際仲裁院（SCIA）^v等があります^{vi}。

元々、SHIAC及びSCIAは、それぞれCIETACの上海分会及び華南分会でしたが、2012年仲裁規則改正に反対を唱え、自らの仲裁規則を定めるに至ったことから、CIETAC北京本会は、2012年12月31日付で、これら仲裁機関への授権を停止し、新たに上海オフィス及び華南オフィスを立ち上げました（以下「CIETAC分裂」といいます。）。

その結果、上海及び深圳には、それぞれCIETACに関連する2つの仲裁機関が併存することとなりましたが、CIETAC分裂前に締結されたCIETAC上海分会あるいはCIETAC華南分会を仲裁機関とする仲裁合意については、新旧それぞれの仲裁機関が互いに管轄を主張しあう状況にあります。そのため、実務上、いずれの仲裁機関に仲裁申立てを行えばよいかについて混乱が生じていました^{vii}。

かかる状況を受けて、最高人民法院は、2013年9月4日、各省・自治区の高級人民法院等に対し、CIETAC上海分会及び華南分会の分裂より生じた仲裁合意の無効又は仲裁判断の取消し・執行拒絶に関する事件について、判断を下すに先立ち、審判委員会による検討及び意見提出を経て、逐次最高人民法院へ報告をし、その回答を得た上で判断を下すべきとする旨を通知しました^{viii}。

もともと、CIETAC分裂前の上記各仲裁合意条項の有効性及びこれを前提とした仲裁手続により下された仲裁判断の効力については、最高人民法院はその立場を明らかとしておらず、いまだ不透明な状況にあります。

また、CIETAC分裂後に締結される仲裁合意についても、上海又は深圳における執行を視野に入れた場合、いずれの仲裁機関を選択するかという問題が

生じます。上海又は深圳以外の地域における執行を視野に入れるか否か等の個別具体的な状況により勘案すべき要素は異なりますが、実務上は、上記紛争による仲裁手続の実施あるいは仲裁判断の執行に対する影響を懸念して、可能な限り、上海又は深圳を仲裁地として指定することは避け、仲裁機関をCIETAC北京本会あるいは香港国際仲裁センター（HKIAC）とすることが推奨あるいは提案されてきました^{ix}。

(2) 2015年仲裁規則における対応

以上のような状況を踏まえて、2015年仲裁規則は「当事者が合意した分会／仲裁センターが存在しない場合、その権限が消滅した場合又は仲裁合意が不明確である場合には、CIETAC仲裁裁判所は、仲裁申立てを受理し、当該事件を管理する。紛争が生じた場合には、CIETACが判断を下すものとする。」

（第2条第6項）と定め、CIETAC分裂前にCIETAC上海分会又は華南分会を仲裁機関として指定した事件についても、CIETACが管轄を有することを明示しました。しかしながら、かかる規定はあくまでもCIETACの主張の域を出ず、裁判所に対する法的拘束力までは有しないものと考えられます。

また、同様に、同規則は、上海又は深圳を仲裁地とする仲裁手続について、新旧のCIETAC関連仲裁機関が管轄を主張しあう現状を解消するものではありません。今後締結する仲裁合意については、明確にSHIACやSCIAを仲裁機関とする合意をすれば、有効とされる可能性が高そうではあるものの、安全策としては、最高人民法院の運用が定まるまで、上海又は深圳を仲裁地として指定することは避け、CIETAC北京本会あるいはHKIACを仲裁機関として指定することが無難と思われ^x。

なお、仲裁条項においていずれの仲裁機関を指定する場合も、仲裁機関の正式名称を正確に記載することが必要です。何故ならば、中国仲裁法上、仲裁合意において仲裁機関を明記することが要件とされており（中国仲裁法第16条）、不正確な記述をした場合、当事者がその後その内容の補充について合意できないときは、仲裁合意が無効とされ（中国仲裁法第18条）、仲裁判断の取消し（中国仲裁法第58条第1項第1号及び第2号）及び執行拒絶（中国民事訴訟法第237条第2項）のリスクが生じるためです。

5 複雑仲裁形態への対応

2015年仲裁規則においては、以下ご説明しますとおり、複数の当事者あるいは契約が関連する複雑仲裁

形態に対応が明記されました。

(1) 複数契約に関する対応

2015 年仲裁規則においては、以下の条件をすべて満たす場合、申立人は、被申立人に対して、複数契約より生じる、又はこれらと関連する紛争について、単一の仲裁を申し立てることができること定められています（第 14 条）。

- (a) 複数契約が、主たる契約と従たる契約より構成されること、又は複数契約の当事者が同一でありかつ法的関係の性質も同一であること
- (b) 紛争が同一又は一連の取引より生じること
- (c) 複数契約における仲裁合意の内容が同一又は相容れること

(2) 第三者の手続参加

2015 年仲裁規則においては、当事者は、CIETAC に対して、現在進行中の仲裁手続に、仲裁合意の当事者たる第三者の手続参加させることを申し立てることができるものとされました（第 18 条）。

当事者は、当該第三者が仲裁合意の当事者であることを一応の証拠と共に示す必要があります（第 18 条第 2 項）。これに対して、その他の当事者は異議を唱えることができ、かかる申立てに対して、CIETAC が判断を行います（同条第 3 項）。

(3) 仲裁手続の併合に関する規定の追加

2012 年仲裁規則は、当事者の合意を条件として、併存する複数の仲裁手続の併合を認めていました（2012 年仲裁規則第 17 条第 1 項）。2015 年仲裁規則は、これに加えて、当事者の申立てがあり、かつ以下のいずれかの条件を満たす場合には、当事者の合意が成立しなくとも、手続の併合を認めています（第 19 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号。なお、当事者の合意がある場合は第 4 号に該当します。）。

- (a) 各事件の仲裁請求が、同一の仲裁合意条項を根拠に提出されていること（第 1 号）
- (b) 各事件の仲裁請求が複数の仲裁合意に基づき提出され、当該複数の仲裁合意の内容が同一又は相容れるものであり、かつ各事件の当事者が同一であり、各紛争にかかる法的関係の性質も同一であること（第 2 号）
- (c) 各事件の仲裁請求が複数の仲裁合意に基づき提出され、当該複数の仲裁合意の内容が同一又は相容れるものであり、かつ複数の契約が主たる契約と従たる契約より構成されること（第 3 号）

6 緊急仲裁制度に関する規定の追加

2015 年仲裁規則においては、準拠法又は当事者の合意に基づき、各当事者が CIETAC 仲裁裁判所に対して、緊急仲裁手続による暫定措置の発令を申し立てることができる旨定められました（第 23 条第 2 項）。近年、緊急仲裁制度は ICC 及び SIAC のみならず、ロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)、日本商事仲裁協会(JCAA)、HKIAC、クアラルンプール地域仲裁センター(KLRCA)等、各国の仲裁機関において採用されており、かかる国際水準に合致することが意図されたものと思われます。

緊急仲裁人選任の具体的手続については、2015 年仲裁規則付録Ⅲに規定されています。同付録によれば、緊急仲裁人の選任は、仲裁裁判所が申立書及び緊急仲裁制度にかかる費用の支払いを受けてから 1 日以内に行われ（付録Ⅲ・第 2 条）、また、緊急仲裁人による指名応諾後 15 日以内に仲裁判断を下すものとされています（付録Ⅲ・第 6 条）。

なお、中国本土における涉外仲裁については、仲裁人による暫定措置の発令を認める明文の規定がなく、裁判所のみが暫定措置を下すことができるというのが現状です^{xi}。そのため、少なくとも中国本土においては、緊急仲裁人の下した暫定措置に対して、当事者による任意の履行がなされない場合には法的な強制を行うことができず、あくまでも事実上の強制力を有することにすぎない点には注意が必要です。

これに対して、香港仲裁条例(Arbitration Ordinance)は、香港内外における緊急仲裁人の暫定措置について、その執行を認めています（香港仲裁条例第 22B 条）。そのため、中国本土において 2015 年仲裁規則に従って緊急仲裁人による暫定措置が下された場合には、香港においては、裁判所の命令と同様に執行することができます。

7 簡易手続の適用範囲拡大

2012 年仲裁規則においては、簡易手続の適用範囲は係争額 200 万人民币元以下の事件とされていましたが（2012 年仲裁規則第 54 条第 1 項）、2015 年仲裁規則においては、係争額 500 万人民币元以下の事件に改められました（第 56 条第 1 項）。

また、2012 年仲裁規則においては、係争額 200 万人民币元を超える事件については、申立後他方当事者から書面による同意を得た場合に、簡易手続の適用を認めていましたが（2012 年仲裁規則第 54 条第 1 項）、2015 年仲裁規則は、これに加えて、当事者が簡易手続の適用について予め合意を締結している場合にも、簡易手続の利用を認めています（第 56 条第 1 項）。

通常、CIETAC の簡易手続にはおおよそ 3 か月半程度、通常手続には、12 か月から 18 か月程度の期間を要するといわれており、簡易手続の適用範囲拡大により、より迅速に解決可能な事件が増えるものと思われる。

8 CIETAC 香港分会に関する規定の追加

(1) 背景

CIETAC は 2012 年 9 月に香港分会を開設しました^{xii}。しかしながら、同分会の開設は、2012 年仲裁規則の施行日である 2012 年 5 月 1 日後であったことから、当該分会における仲裁手続についてはその独自性を考慮した規定が存在しない状況にありました。

そのため、2015 年仲裁規則は、CIETAC 香港分会の運営について、新たに独立の章を設けています。中国本土における手続との具体的な相違点は下記(2)ないし(6)のとおりです。

(2) 仲裁地

当事者の別段の合意のない限り、中国本土における手続においては、その仲裁地は、CIETAC 又は事件を管理するその分会／仲裁センターの所在地とされています(第 7 条第 1 項及び第 2 項)。

これに対して、香港における手続においては、仲裁地は香港とされ、また、仲裁手続法は香港法とされています(第 74 条)。

(3) 仲裁人の選任

中国本土における手続においては、仲裁人は、原則として、CIETAC が作成した CIETAC 及びその分会／仲裁センターに統一的に適用される仲裁人名簿より選任されるものとされています(第 26 条第 1 項)。また、仲裁人名簿に登録されていない人物を仲裁人として選任するためには、名簿外から仲裁人を選定する合意が存在すること及び、当事者が選定し、又は当事者の合意に基づいて指定された者が、CIETAC 議長の確認を経る必要があるとされています(第 26 条第 2 項)。

これに対して、香港における手続においては、CIETAC 仲裁人名簿からの選任が推奨されているに留まります。また、仲裁人名簿外からの選任について、当事者の名簿外から仲裁人を選定する合意は要件とされておらず、CIETAC 議長の許可がある場合には選任が可能とされており(第 76 条)、中国本土における手続と比べてより自由度が高い手続となっています。

(4) 仲裁廷による暫定措置

中国本土における手続においては、仲裁廷による暫定措置の発令にかかる手続について定めがありません。これは、上記 6 においてご説明しましたとおり、中国仲裁関連法規においては、裁判所のみが暫定措置の発令権限を有するためです。

これに対して、香港における手続においては、仲裁廷に暫定措置の発令権限が認められていることから(香港仲裁条例第 35 条)、2015 年仲裁規則においても、暫定措置の発令が可能であること及び付録 III の緊急仲裁人制度の適用があることが明示されています(第 77 条)。

(5) 仲裁人費用

中国本土における手続においては、仲裁人の費用は、原則として、仲裁管理費用の中に含まれており、特別の場合に限り、2015 年仲裁規則付録 II・別表 III により、追加的報酬が算出されます(第 82 条第 1 項)。

これに対して、香港における手続においては、仲裁人の費用は、仲裁管理費用とは別に、2015 年仲裁規則付録 II・別表 III に記載の範囲内で、原則として時間給で算出されます(第 79 条)。これは、従前、CIETAC における仲裁手続においては、他の仲裁機関と比較して、仲裁費用が低廉に抑えられる傾向があり、仲裁人にとって魅力が少ないとの懸念を払拭することを目的としたものと考えられます。

(6) 仲裁判断の執行

中国本土における CIETAC の仲裁判断は、中国国内における涉外仲裁機関で下された「涉外仲裁判断」^{xiii}とされ、その執行は中国民事訴訟法に基づき行われます。

これに対して、CIETAC 香港分会における仲裁判断は香港仲裁判断とされるところ(第 74 条)、最高人民法院は、中国における香港仲裁判断の執行を認めています^{xiv}。

(7) CIETAC 香港分会と HKIAC の比較

CIETAC 香港分会及び HKIAC のいずれの仲裁機関における手続についても、その仲裁手続法は香港法であり、また、その仲裁判断は香港仲裁判断とされることから、暫定措置の発令や仲裁判断の執行等の観点からは大きな違いはありません。

そのため、契約交渉時の当事者間の力関係や、中国本土における知名度、あるいは各仲裁機関による手続関与の度合い^{xv}等を踏まえて、いずれの仲裁機関を選択するか決定することになると考えられます。

9 まとめ

2015年仲裁規則における数々の変更点は、従来の実務上不明瞭であった点を解消し、また、近年の国際仲裁実務への適合を目指すもので、肯定的に評価することができます。特に、CIETAC 香港分会に関する運用規則の整備は、同分会の利用をより促進することとなると思われます。他方で、CIETAC の分裂については、2015年仲裁規則により完全な手当がなされたとはいえず、その実務上の影響については、今後もその動向を注視することが必要であるといえます。

- i 中国国際経済貿易仲裁委員会ホームページ (<http://cn.cietac.org/NewsFiles/NewsDetail.asp?NewsID=1404>)。なお、改正の趣旨については、同委員会の別ページ (<http://cn.cietac.org/NewsFiles/NewsDetail.asp?NewsID=1405>) をご覧ください。
- ii 中国仲裁関連法規上、仲裁の対象となる事件は、(i)中国企業間の紛争である国内事件、(ii)一方当事者が中国籍以外の企業である等涉外的要素を含む涉外事件及び国際事件、そして、(iii)台湾、香港、マカオ等の地域に関する事件の3つに大別することができ、仲裁判断の取消等において異なる規律の適用を受けます。国内仲裁事件と国際仲裁事件とを峻別する国の仲裁機関の中には、国内仲裁と国際仲裁のそれぞれについて異なる仲裁規則を適用する機関もありますが(例えば、シンガポールにおける SIAC 等)、CIETAC 仲裁規則は、国内紛争事件及び涉外・国際事件のいずれにも適用されることから(第3条第2項)、日系企業の現地企業と中国企業の紛争等の国内仲裁事件についても、2015年仲裁規則に基づく仲裁申立てを行うことが可能です。もっとも、本ニュースレターにおいては、便宜上、涉外事件について国際仲裁事件に発展した場合を想定してご説明します。
- iii CIETAC 分裂の経緯及び実務上の影響に関する日本語による論考として、李加弟・中川裕茂「中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の上海分会と華南分会への授權取消しと契約及び仲裁の実務における今後の影響」国際商事法務 40 巻 10 号(2012) 1585 頁(以下「李・中川」といいます。)、高槻史「CIETAC 分離独立問題の最新事情」JCA ジャーナル 60 巻 8 号(2013) 58 頁、麦志明「中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の分裂とその後の実務」JCA ジャーナル 60 巻 10 号(2013) 3 頁(以下「表1」といいます。)、李加弟・濱本浩平「中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の内紛と仲裁判断の執行・不執行事例の紹介」国際商事法務 41 巻 10 号(2013) 1545 頁(以下「李・濱本」といいます。)、麦志明「中国国際経済貿易仲裁委員会の分裂とその後実務に関するまとめ」国際商事法務 41 巻 11 号(2013) 1693 頁(以下「表2」といいます。)、河村寛治「国際商事仲裁に関する最新の動向(上) - 中国仲裁機関(CIETAC)の分裂の影響」Business Law Journal (2014) 108 頁(以下「河村」といいます。)等があります。
- iv 上海国際経済貿易仲裁委員会/上海国際仲裁センターホームページ (<http://www.shiac.org/default.aspx>)
- v 華南国際経済貿易仲裁委員会/深圳国際仲裁院ホームページ (<http://www.sccietac.org>)
- vi 本ニュースレターにおいては、便宜上、CIETAC 分裂前の時期であるか否かにかかわらず、旧 CIETAC 上海分会を「SHIAC」と、また、旧 CIETAC 華南分会を「SCIA」と呼称します。

- vii 一時期は、SHIAC による仲裁判断の執行が裁判所で認められる例と拒絶される例の双方がりましたが、近時は SHIAC による仲裁判断の執行を認める方向の事例が続いています。すなわち、江蘇省では、江蘇省高級人民法院が、SHIAC による仲裁判断の執行を拒絶した蘇州市中級人民法院(2013)蘇中商仲字第4号について、その再考を蘇州市中級人民法院に対して求めています(江苏省高级人民法院发出(2013)苏执监字第0071号《通知书》)。また、浙江省でも、浙江省高級人民法院により、CIETAC 分裂前の仲裁合意に基づき SHIAC において下された仲裁判断について、執行を拒絶した寧波市中級人民法院の判断が誤りであるとして、これを取り消した結果最終的に当該仲裁判断の執行が認められた事案(寧波市中級人民法院(2013)浙甬執監字第1号)があります。
- viii 「最高人民法院の仲裁についての司法審査事件の正確な審理に関する通知」法〔2013〕194号(中国語表記《最高人民法院关于正确审理仲裁司法审查案件有关问题的通知》法〔2013〕194号)
- ix 李・中川 1589 頁、李・濱本 1552 頁、表1・4 頁、表2・1696 頁、河村 111 頁等
- x 例えば、中国仲裁法上、涉外仲裁機構の設立権限を有するものとしては、中国国際商会のみが明文で規定されており(中国仲裁法第66条)、また、その仲裁規則についても、制定権限を有するものとして、同会のみが明文で規定されていることから(仲裁法第73条)、SHIAC 及び SCIA はこれら権限を有しないとして、裁判所において、その仲裁判断が無効であると判断される可能性を指摘する見解もあります(李・中川 1588 頁、表1注3、表2注9等)。
- xi 中国民事訴訟法第272条は「当事者が保全を申し立てる場合には、中華人民共和国の涉外仲裁機構は、当事者の申立てを被申立人の住所地又は財産の所在地の中級人民法院に提出し、裁定を求めなければならない。」と定めています。
- xii 中国国際経済貿易仲裁委員会ホームページ (<http://cn.cietac.org/NewsFiles/NewsDetail.asp?NewsID=1186>)
- xiii 前掲注iiの区分を前提として、中国において、仲裁判断は、(i)国内仲裁判断、(ii)涉外仲裁判断、(iii)外国仲裁判断、(iv)台湾・香港・マカオの仲裁判断の4種類に大別され、それぞれ異なる規律により執行がなされます。なお、(iii)と(iv)の区分がなされているのは、台湾・香港及びマカオが、外国仲裁判断の執行について定める中国民事訴訟法第283条における「国外」にあたらないと解されているためです。
- xiv 「最高人民法院の内陸と香港特別行政区との仲裁判断の相互執行に関する処理」法釈〔2000〕3号(中国語表記《最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的安排》法释〔2000〕3号)
- xv HKIAC は、2013年にその仲裁規則を改正しましたが、従前と同様に当事者自治を重んじる「light touch」アプローチを採用しているといわれています。

当事務所では、世界各国の法律事務所との緊密なネットワークを活かし、国際的な企業間の大規模かつ複雑な紛争解決業務を行っております。特に、国際仲裁の分野においては、ICC 及び JCAA 等の仲裁機関は勿論のこと、SIAC (シンガポール) や HKIAC (香港) 等、東南アジア各国の主要な仲裁機関における仲裁案件も取り扱っています。

本ニュースレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、国際紛争解決に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用ください。